

弘前地区消防事務組合公告第6号

事後審査型条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月3日

弘前地区消防事務組合  
管理者 櫻田 宏

記

1 競争入札に付する建設工事

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 工事名称 | 令和6年度（仮称）東消防署枅形分署庁舎新築工事（電気設備工事）   |
| (2) 工事場所 | 弘前市大字松原西三丁目地内   |
| (3) 工事期間 | 契約日の翌日から 令和7年7月31日 まで   |
| (4) 工事概要 | 枅形分署庁舎（鉄骨造平家建 延べ面積686.80㎡）及び車庫（鉄骨造平家建 延べ面積149.00㎡）の建設に伴う電気設備工事を行う。                            |
| (5) 予定価格 | ¥55,341,000（税込）   |
| (6) 支払条件 | 前金払 有り 部分払 有り<br>令和6年度の支払限度額は契約金額の約25%（前払金40%を含む）とする。<br>令和7年度の支払限度額は契約金額の約75%（前払金40%を含む）とする。 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 弘前市契約規則（平成18年規則第52号。以下「規則」という。）第2条の規定により、一般競争入札に参加させないことができる者でないこと。
- (3) 公告の日から弘前地区消防事務組合事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（以下「参加申請書」という。）提出期限までの間に、弘前市建設業者等指名停止要領に基づく指名停止期間がないこと。
- (4) 弘前市内に本店を有すること。
- (5) 弘前市の令和6年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿において 電気工事A等級に格付けされていること。
- (6) 平成21年度以降に公共工事における 電気工事 で1件の契約金額が2千800万円以上の元請施工実績があること。
- (7) 次のいずれにも該当する主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者の場合は、特例監理技術者に加え専任の監理技術者補佐）を工事現場に設置できること。
  - ①この工事に対応する国家資格等を有する者。
  - ②当該入札参加申請者と直接的な雇用関係にある者。  
（建設業法上、技術者を専任で設置しなければならない工事の場合は、本工事の入札参加申請日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。）  
（注）本工事は、技術者等の兼務要件緩和措置対象工事となる。兼務要件等は、「弘前市発注の建設工事における技術者等の取扱いについて」による。

### 3 入札参加申請

入札参加希望者は、次に従い、参加を申請しなければならない。

- (1) 提出期限 令和6年4月10日 正午（FAXに限る。）
- (2) 提出書類（様式は組合ホームページよりダウンロードすること。）
  - ①参加申請書
- (3) 提出場所 消防本部総務課総務係（FAX 0172-33-9117）  
**（FAX受付時間は、月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までとする。）**
- (4) その他
  - ①参加申請書の内容について別途意見を聴取することがある。
  - ②参加申請書の受理については申請者に対して別に通知する（令和6年4月11日 通知予定）。なお、予定日までに通知がない場合は、消防本部総務課総務係へ必ず連絡すること。

### 4 設計図書（インターネットによる電子縦覧）

- (1) 設計図書は組合ホームページに掲載するので令和6年4月3日 から 令和6年4月24日 までの期間にダウンロードのうえ縦覧すること。
- (2) 設計図書に対して質問がある場合は、令和6年4月12日 午後5時までに消防本部総務課総務係へFAX（0172-33-9117）で提出すること。  
回答は組合ホームページの「質疑応答」に掲載する。（令和6年4月15日 掲載予定）

### 5 入札（開札）の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年4月25日 午前 11時30分
- (2) 場所 消防本部3階 大会議室

### 6 入札方法等

- (1) 入札書は郵送により提出するものとする。（様式は組合ホームページよりダウンロードすること。）
- (2) 宛 先 〒036-8799  
弘前郵便局留 弘前地区消防事務組合消防本部総務課総務係  
（郵送用封筒の作成方法は組合ホームページに掲載の「入札参加者用マニュアル」の例によること。）
- (3) 到着期限 令和6年4月23日 必着
- (4) 郵送方法 **一般書留又は簡易書留のいずれかによる。**  
（特定記録で郵送された入札書等については、無効とする。）
- (5) 入札書の日付は入札日を記入すること。
- (6) 入札（開札）の執行回数は1回とする。
- (7) 落札候補者及び落札者がいない場合は不調とする。

### 7 入札条件

規則に定める入札参加者心得書を遵守すること。

## 8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は免除とする。

(2) 契約保証金は原則として契約金額の100分の10以上の金額を納付するものとする。  
ただし、履行保証保険契約又は公共工事履行保証契約を締結した場合はその納付を免除する。

また、有価証券等の提供、銀行又は管理者が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって、その納付に代えることができる。

## 9 工事費内訳書

入札書の提出に際し、入札金額の根拠となった工事費等を記載した工事費内訳書を同封すること。(様式は組合ホームページよりダウンロードすること。)

**※入札書と工事費内訳書はホチキス留めすること。**

## 10 入札書記載金額等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 11 入札の辞退

入札を辞退する場合は、必ず事前に電話等で消防本部総務課総務係へ連絡すること。  
ただし、入札書郵送後の辞退については、入札(開札)前までに入札辞退届を持参により提出すること。(様式は組合ホームページよりダウンロードすること。)

### 12 入札(開札)の立会い

入札(開札)にあたり、入札参加申請をした者の中から入札立会人を決定し入札立会依頼書をFAXで送付するので、依頼を受けた者は立ち会うこと。

ただし、立会人が入札(開札)時刻までに到着しない場合は、当該入札に関係のない消防本部の職員を立ち合わせるものとする。

### 13 入札(開札)の傍聴

入札(開札)の傍聴を希望する入札者又はその代理人(立会人又はその代理人を除く。)は、5に定める入札(開札)時刻までに会場すること。

なお、入札者の代理人が傍聴を希望する場合は、入札傍聴委任状を持参すること。(様式は組合ホームページよりダウンロードすること。)

### 14 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 参加申請書又は関係書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 入札参加者心得書及び郵便入札の条件等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 工事費内訳書の合計金額に違算がある又は入札金額と一致しない者の入札
- (5) 入札書又は工事費内訳書若しくは封筒に記入もれ、押印もれがある者の入札
- (6) 事前公表した予定価格(税抜)を超える金額の入札
- (7) 参加申請書の提出期限の日から入札日までの間において指名停止期間中である者の入札

## 15 同日落札制限

- (1) 本工事は、同日落札制限の対象工事とする。
- (2) 本工事と同日に消防本部総務課において開札を行う 電気工事 の条件付き一般競争入札又は指名競争入札において、本工事より先に開札する工事を落札した者は、本工事の落札者に決定しないものとする。

## 16 落札者の決定

- (1) 開札を行ったときは、落札の決定を保留し、有効な入札をした者を対象として、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者（最低制限価格を定めている場合にあっては最低制限価格未満の入札をした者を除く。）を落札候補者とし、落札候補者の入札参加資格の有無を審査し、落札者を決定するものとする。
- (2) 開札後、組合から連絡を受けた落札候補者は、指定された期日までに弘前地区消防事務組合事後審査型条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）により、資格の審査を受けなければならない。

①提出書類（様式は組合ホームページよりダウンロードすること。）

- ・資格審査申請書
- ・経営事項審査結果通知書の写し
- ・施工実績調書

②提出場所 消防本部総務課総務係（FAX 0172-33-9117）

③提出期限 令和6年4月26日 （予定）

**（FAX受付時間は、月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までとする。）**

④その他

- ・資格審査申請書の内容について別途意見を聴取することがある。
- ・入札後に弘前市の指名停止を受けた者は落札者に決定しないものとし、当該入札は無効とする。
- ・資格の審査結果については落札候補者に対して別に通知する。

## 17 契約の締結

- (1) 本工事が建設業法上、技術者を専任で設置しなければならない工事の場合は、資格の審査後に落札者に決定した者は、速やかに配置予定技術者調書を消防本部総務課総務係へ提出すること。
- (2) 落札決定後契約締結までの間において、落札者が弘前市の指名停止措置を受けたり、2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

## 18 その他

- (1) 本入札は、弘前市建設工事最低制限価格制度要領に基づき最低制限価格を設定する。  
**※令和4年4月1日から施行した最低制限価格制度要領により算出しています。**  
**詳しくは、組合ホームページをご覧ください。**
- (2) 入札時において2に掲げる資格を喪失した者は、入札に参加できないものとする。
- (3) 入札参加希望者は入札の概要、設計図書等を熟読のうえ入札に参加すること。

以上

問い合わせ先

弘前地区消防事務組合 消防本部総務課総務係  
電話 0172-32-5102（内線322）